

要に応じて当該計画を見直していること。

## 6 通所介護費

### イ 単独型通所介護費

(1) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合	
(一) 要支援	286 単位
(二) 要介護 1 又は要介護 2	354 単位
(三) 要介護 3、要介護 4 又は要介護 5	503 単位
(2) 所要時間 4 時間以上 6 時間未満の場合	
(一) 要支援	408 単位
(二) 要介護 1 又は要介護 2	506 単位
(三) 要介護 3、要介護 4 又は要介護 5	718 単位
(3) 所要時間 6 時間以上 8 時間未満の場合	
(一) 要支援	572 単位
(二) 要介護 1 又は要介護 2	709 単位
(三) 要介護 3、要介護 4 又は要介護 5	1,006 単位

### ロ 併設型通所介護費

(1) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合	
(一) 要支援	241 単位
(二) 要介護 1 又は要介護 2	307 単位
(三) 要介護 3、要介護 4 又は要介護 5	452 単位
(2) 所要時間 4 時間以上 6 時間未満の場合	
(一) 要支援	344 単位
(二) 要介護 1 又は要介護 2	438 単位
(三) 要介護 3、要介護 4 又は要介護 5	645 単位
(3) 所要時間 6 時間以上 8 時間未満の場合	

## 6 通所介護費

### イ 小規模型通所介護費

(1) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合	
(一) 経過的要介護	396 単位
(二) 要介護 1	437 単位
(三) 要介護 2	504 単位
(四) 要介護 3	570 単位
(五) 要介護 4	636 単位
(六) 要介護 5	702 単位
(2) 所要時間 4 時間以上 6 時間未満の場合	
(一) 経過的要介護	529 単位
(二) 要介護 1	588 単位
(三) 要介護 2	683 単位
(四) 要介護 3	778 単位
(五) 要介護 4	872 単位
(六) 要介護 5	967 単位
(3) 所要時間 6 時間以上 8 時間未満の場合	
(一) 経過的要介護	707 単位
(二) 要介護 1	790 単位
(三) 要介護 2	922 単位
(四) 要介護 3	1,055 単位
(五) 要介護 4	1,187 単位
(六) 要介護 5	1,320 単位

### ロ 通常規模型通所介護費

(1) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合	
(一) 経過的要介護	346 単位
(二) 要介護 1	381 単位
(三) 要介護 2	437 単位
(四) 要介護 3	493 単位
(五) 要介護 4	549 単位
(六) 要介護 5	605 単位
(2) 所要時間 4 時間以上 6 時間未満の場合	
(一) 経過的要介護	458 単位

(一) 要支援	482 単位
(二) 要介護 1 又は要介護 2	614 単位
(三) 要介護 3、要介護 4 又は要介護 5	903 単位
ハ 認知症専用単独型通所介護費	
(1) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合	
(一) 要支援	443 単位
(二) 要介護 1 又は要介護 2	511 単位
(三) 要介護 3、要介護 4 又は要介護 5	687 単位
(2) 所要時間 4 時間以上 6 時間未満の場合	
(一) 要支援	633 単位
(二) 要介護 1 又は要介護 2	730 単位
(三) 要介護 3、要介護 4 又は要介護 5	981 単位
(3) 所要時間 6 時間以上 8 時間未満の場合	
(一) 要支援	886 単位
(二) 要介護 1 又は要介護 2	1,022 単位
(三) 要介護 3、要介護 4 又は要介護 5	1,373 単位
二 認知症専用併設型通所介護費	
(1) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合	
(一) 要支援	373 単位
(二) 要介護 1 又は要介護 2	441 単位
(三) 要介護 3、要介護 4 又は要介護 5	616 単位
(2) 所要時間 4 時間以上 6 時間未満の場合	
(一) 要支援	533 単位
(二) 要介護 1 又は要介護 2	630 単位
(三) 要介護 3、要介護 4 又は要介護 5	880 単位
(3) 所要時間 6 時間以上 8 時間未満の場合	
(一) 要支援	746 単位
(二) 要介護 1 又は要介護 2	882 単位
(三) 要介護 3、要介護 4 又は要介護 5	1,232 単位

注 1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所(指定居宅サービス基準第 93 条第 1 項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。)において、指定通所介護(指定居宅サービス基準第 92 条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。)を行った場合に、当該

(二) 要介護 1	508 単位
(三) 要介護 2	588 単位
(四) 要介護 3	668 単位
(五) 要介護 4	748 単位
(六) 要介護 5	828 単位
(3) 所要時間 6 時間以上 8 時間未満の場合	
(一) 経過的要介護	608 単位
(二) 要介護 1	677 単位
(三) 要介護 2	789 単位
(四) 要介護 3	901 単位
(五) 要介護 4	1,013 単位
(六) 要介護 5	1,125 単位
ハ 療養通所介護費	
(1) 所要時間 3 時間以上 6 時間未満の場合	1,000 単位
(2) 所要時間 6 時間以上 8 時間未満の場合	1,500 単位

注 1 イ及びロについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所(指定居宅サービス基準第〇条第〇項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。)において、指定通所介護(指定居宅サービス基準第〇条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。)を行っ

施設基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分又は要介護となるおそれがある状態に応じて、現に要した時間ではなく、通所介護計画に位置付けられた内容の指定通所介護を行うのに要する標準的な時間でそれぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

た場合に、当該施設基準に掲げる区分に従い、利用者の要介護状態区分に応じて、現に要した時間ではなく、通所介護計画に位置付けられた内容の指定通所介護を行うのに要する標準的な時間で、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

※ 厚生労働大臣が定める施設基準の内容は以下のとおり。

〔イの小規模型通所介護費の場合〕

- 当該年度の前年度（毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる年度とする。以下同じ。）の1月当たりの平均利用延人員数が300人以内（当該指定通所介護事業所に係る指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け一体的に事業実施している場合においては、当該指定介護予防通所介護事業所における当該年度の前年度の1月当たりの平均利用延人員数を含む。）の事業所であること。
- 指定居宅サービス基準第93条に定める看護職員又は介護職員の員数を置いていること。

〔ロの通常規模型通所介護費の場合〕

- 当該年度の前年度の1月当たりの平均利用延人員数が300人（当該指定通所介護事業所に係る指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け一体的に事業実施している場合においては、当該指定介護予防通所介護事業所における当該年度の前年度の1月当たりの平均利用延人員数を含む。）を超える事業所であること。
- 指定居宅サービス基準第93条に定める看護職員又は介護職員の員数を置いていること。

2 ハについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定療養通所介護事業所（指定居宅サービス基準第〇条に規定する指定療養通所介護事業所をいう。）において、利用者（別に厚生労働大臣が定める者に限る。）について、指定療養通所介護（指定居宅サービス基準第〇条に規定する指定療養通所介護をいう。）を行った場合に、現に要した

時間ではなく、通所介護計画に位置付けられた内容の指定通所介護を行うのに要する標準的な時間で、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

- ※ 別に厚生労働大臣が定める施設基準の内容は以下のとおり。
- 次のいずれにも適合する指定療養通所介護事業所（指定居宅サービス基準第〇条に規定する指定療養通所介護事業所をいう。以下同じ。）であること。
  - イ 当該指定療養通所介護事業所における看護職員又は介護職員の数が、常勤換算方法で、利用者の数が 1.5 又はその端数を増すごとに 1 以上であること。
  - ロ 看護師がサービス提供時間を通じて 1 以上専従しているものであること。

- ※ 別に厚生労働大臣が定める者の内容は以下のとおり。
- 難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であって、サービス提供に当たり、常時看護師による観察が必要なもの

2 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者に対して、所要時間 2 時間以上 3 時間未満の指定通所介護を行う場合は、注 1 の施設基準に掲げる区分に従い、イ(1)、ロ(1)、ハ(1)又はニ(1)の所定単位数の 100 分の 70 に相当する単位数を算定する。

3 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者に対して、所要時間 2 時間以上 3 時間未満の指定通所介護を行う場合は、注 1 の施設基準に掲げる区分に従い、イ(1)又はロ(1)の所定単位数の 100 分の 70 に相当する単位数を算定する。

4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する指定通所介護事業所において、指定通所介護を行った場合は、ロの所定単位数の 100 分の 90 に相当する単位数を算定する。

- ※ 別に厚生労働大臣が定める施設基準の内容は以下のとおり。
- 当該年度の前年度の 1 月当たりの平均利用延人員数が 900 人（当該指定通所介護事業所に係る指定通所介護事業者が指定介護予防通所介護事業者の指定を併せて受け一体的に事業実施している場合においては、当該指定介護予防通所介護事業所における当該年度の前年度の 1 月当たりの平均利用延人員数を含む。）を超える指定通所介護事業所であること。

3 日常生活上の世話をを行った後に引き続き所要時間 6 時間以上 8 時間未満の指定通所介護を行った場合又は所要時間 6 時間以上 8 時間未満の指定通所介護を行った後に引き続き日常生活上の世話をを行った場合であって、当該指定通所介護の所要時間と当該指定通所介護の前後に行った日常生活上の世話の所要時間を通算した時間(以下この注において「算定対象時間」という。)が 8 時間以上となるときは、算定対象時間が 8 時間以上 9 時間未満の場合は 50 単位を、9 時間以上 10 時間未満の場合は 100 単位を所定単位数に加算する。

4 指定通所介護を行う時間帯に 1 日 120 分以上、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師(以下「理学療法士等」という。)を 1 名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護の単位(指定居宅サービス基準第 93 条第 3 項に規定する指定通所介護の単位をいう。)の利用者については、1 日につき 27 単位を所定単位数に加算する。

5 利用者に対して、その居宅と指定通所介護事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき 47 単位を所定単位数に加算する。

6 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出て当該基準による入浴介助を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1 日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 通所介護入浴介助加算 44 単位

ロ 通所介護特別入浴介助加算 65 単位

5 イ及びロについては、日常生活上の世話をを行った後に引き続き所要時間 6 時間以上 8 時間未満の指定通所介護を行った場合又は所要時間 6 時間以上 8 時間未満の指定通所介護を行った後に引き続き日常生活上の世話をを行った場合であって、当該指定通所介護の所要時間と当該指定通所介護の前後に行った日常生活上の世話の所要時間を通算した時間(以下この注において「算定対象時間」という。)が 8 時間以上となるときは、算定対象時間が 8 時間以上 9 時間未満の場合は 50 単位を、9 時間以上 10 時間未満の場合は 100 単位を所定単位数に加算する。

6 イ及びロについては、指定通所介護を行う時間帯に 1 日 120 分以上、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師(以下この注において「理学療法士等」という。)を 1 名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護の単位(指定居宅サービス基準第 93 条第 3 項に規定する指定通所介護の単位をいう。)の利用者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合には、個別機能訓練加算として、1 日につき 27 単位を所定単位数に加算する。

(削除)

7 イ及びロについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出て当該基準による入浴介助を行った場合は、1 日につき 50 単位を所定単位数に加算する。

8 イ及びロについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所において、若年性認知症利用者(介護保険法施行令(平成 10 年政令第 412 号)第 2 条第 5 号に掲げる初老期における認知症によって法第 7 条第 3 項に規定する要介護者となった者をいう。以下同じ。)に対して、若年性認知症ケア加算として、指定通所介護

を行った場合には、1日につき60単位を所定単位数に加算する。

- ※ 別に厚生労働大臣が定める施設基準の内容は以下のとおり。
- 若年性認知症利用者に適切に対応できる知識及び技術を有する看護職員又は介護職員を配置していること。
  - 若年性認知症利用者の主治医等と適切に連携していること。
  - 若年性認知症利用者のみにより構成される単位に対し指定通所介護が適切に提供されていること。
  - 若年性認知症利用者のためにふさわしい内容の指定通所介護を実施するとともに、利用者又はその家族等に対する相談支援、情報提供等を行っていること。

9 イ及びロについては、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出て、低栄養状態にある又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注において「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、栄養マネジメント加算として、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として100単位を所定単位数に加算する。ただし、栄養改善サービスの開始から3月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

イ 管理栄養士を1名以上配置していること。

ロ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

ハ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

ニ 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価すること。

ホ 別に厚生労働大臣の定める基準に適合している指定通所介護

事業所であること。

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は以下のとおり。

○ 別の告示で定める定員利用・人員基準に適合していること。

10 イ及びロについては、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出て、口腔機能が低下している又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であつて、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注において「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、口腔機能向上加算として、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として100単位を所定単位数に加算する。ただし、口腔機能向上サービスの開始から3月ごとの利用者の口腔機能の評価の結果、口腔機能が向上せず、口腔機能向上サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

イ 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置していること。

ロ 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。

ハ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。

ニ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価すること。

ホ 別に厚生労働大臣の定める基準に適合している指定通所介護事業所であること。

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は以下のとおり。

○ 別の告示で定める定員利用・人員基準に適合していること。

7 利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護、認知症対応型共同生活介護又は特定施設入所者生活介護を受けている間は、通所介護費は、算定しない。

7 通所リハビリテーション費

イ 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合

(1) 要支援	283 単位
(2) 要介護 1 又は要介護 2	351 単位
(3) 要介護 3、要介護 4 又は要介護 5	488 単位

ロ 所要時間 4 時間以上 6 時間未満の場合

(1) 要支援	404 単位
(2) 要介護 1 又は要介護 2	500 単位
(3) 要介護 3、要介護 4 又は要介護 5	694 単位

ハ 所要時間 6 時間以上 8 時間未満の場合

(1) 要支援	563 単位
(2) 要介護 1 又は要介護 2	699 単位
(3) 要介護 3、要介護 4 又は要介護 5	972 単位

注 1 指定通所リハビリテーション事業所(指定居宅サービス基準第 111 条第 1 項に規定する指定通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。)において、指定通所リハビリテーション(指定居宅サービス基準第 110 条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。)を行った場合に、利用者の要介護状態区分又は要介護となるおそれがある状態に応じて、現に要した時間ではなく、通所リハビリテーション計画に位置付けられた内容の指定通所リハビリテーションを行うのに要する標準的な時間でそれぞれ

11 利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は小規模多機能型居宅介護若しくは認知症対応型共同生活介護若しくは地域密着型特定施設入居者生活介護を受けている間は、通所介護費は、算定しない。

7 通所リハビリテーション費

イ 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合

(1) 経過的要介護	338 単位
(2) 要介護 1	386 単位
(3) 要介護 2	463 単位
(4) 要介護 3	540 単位
(5) 要介護 4	617 単位
(6) 要介護 5	694 単位

ロ 所要時間 4 時間以上 6 時間未満の場合

(1) 経過的要介護	447 単位
(2) 要介護 1	515 単位
(3) 要介護 2	625 単位
(4) 要介護 3	735 単位
(5) 要介護 4	845 単位
(6) 要介護 5	955 単位

ハ 所要時間 6 時間以上 8 時間未満の場合

(1) 経過的要介護	591 単位
(2) 要介護 1	688 単位
(3) 要介護 2	842 単位
(4) 要介護 3	995 単位
(5) 要介護 4	1,149 単位
(6) 要介護 5	1,303 単位

注 1 指定通所リハビリテーション事業所(指定居宅サービス基準第 111 条第 1 項に規定する指定通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。)において、指定通所リハビリテーション(指定居宅サービス基準第 110 条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。以下同じ。)を行った場合に、利用者の要介護状態区分に応じて、現に要した時間ではなく、通所リハビリテーション計画に位置付けられた内容の指定通所リハビリテーションを行うのに要する標準的な時間でそれぞれ所定単位数を算定する。ただし、



れ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

- 2 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者に対して、所要時間 2 時間以上 3 時間未満の指定通所リハビリテーションを行う場合は、イの所定単位数の 100 分の 70 に相当する単位数を算定する。
- 3 日常生活上の世話をを行った後に引き続き所要時間 6 時間以上 8 時間未満の指定通所リハビリテーションを行った場合又は所要時間 6 時間以上 8 時間未満の指定通所リハビリテーションを行った後に引き続き日常生活上の世話を行った場合であって、当該指定通所リハビリテーションの所要時間と当該指定通所リハビリテーションの前後に行った日常生活上の世話の所要時間を通算した時間(以下この注において「算定対象時間」という。)が 8 時間以上となるときは、算定対象時間が 8 時間以上 9 時間未満の場合は 50 単位を、9 時間以上 10 時間未満の場合は 100 単位を所定単位数に加算する。
- 4 利用者に対して、その居宅と指定通所リハビリテーション事業所との間の送迎を行う場合は、片道につき 47 単位を所定単位数に加算する。

5 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道

利用者の数又は医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

- 2 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者に対して、所要時間 2 時間以上 3 時間未満の指定通所リハビリテーションを行う場合は、イの所定単位数の 100 分の 70 に相当する単位数を算定する。
- 3 日常生活上の世話をを行った後に引き続き所要時間 6 時間以上 8 時間未満の指定通所リハビリテーションを行った場合又は所要時間 6 時間以上 8 時間未満の指定通所リハビリテーションを行った後に引き続き日常生活上の世話を行った場合であって、当該指定通所リハビリテーションの所要時間と当該指定通所リハビリテーションの前後に行った日常生活上の世話の所要時間を通算した時間(以下この注において「算定対象時間」という。)が 8 時間以上となるときは、算定対象時間が 8 時間以上 9 時間未満の場合は 50 単位を、9 時間以上 10 時間未満の場合は 100 単位を所定単位数に加算する。

(削除)

- 4 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定通所リハビリテーション事業所において、指定通所リハビリテーションを行った場合は、所定単位数の 100 分の 90 に相当する単位数を算定する。

※ 別に厚生労働大臣が定める基準の内容は以下のとおり。

- 当該年度の前年度の 1 月当たりの平均利用延人員数が 900 人(当該指定通所リハビリテーション事業所に係る指定通所リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け一体的に事業実施している場合においては、当該指定介護予防リハビリテーション事業所における当該年度の前年度の 1 月当たりの平均利用延人員数を含む。)を超える指定通所リハビリテーション事業所であること。

5 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道

府県知事に届け出て当該基準による入浴介助を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 通所リハビリテーション入浴介助加算 44 単位

ロ 通所リハビリテーション特別入浴介助加算 65 単位

6 指定通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設である場合であって、医師又は医師の指示を受けた理学療法士又は作業療法士が、利用者の居宅を訪問し、診察、運動機能検査、作業能力検査等を行い、通所リハビリテーション計画の作成及び見直しを行った場合は、1月に1回を限度として550単位を所定単位数に加算する。

7 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所において、利用者(別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る。)に対して、医師、看護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等が共同して利用者ごとに個別リハビリテーション計画を作成し、当該リハビリテーション計画に基づき、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、理学療法、作業療法又は言語聴覚療法を個別に行った場合は、次に掲げる区分に応じ、1日に1回を限度として次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

イ 利用者が当該リハビリテーションを必要とする状態の原因となった疾患等の治療等のために入院又は入所した病院若しくは診療所又は介護保険施設から退院又は退所した日(以下この注において「退院(所)日」という。)から起算して1年以内の期間に行われた場合 130 単位

ロ 退院(所)日から起算して1年を超えた期間に行われた場合 100 単位

府県知事に届け出て当該基準による入浴介助を行った場合は、1日につき50単位を所定単位数に加算する。

6 指定通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設である場合であって、医師又は医師の指示を受けた理学療法士又は作業療法士が、利用者の居宅を訪問し、診察、運動機能検査、作業能力検査等を行い、通所リハビリテーション計画の作成及び見直しを行った場合は、1月に1回を限度として550単位を所定単位数に加算する。

7 次に掲げるいずれの基準にも適合する指定通所リハビリテーション事業所について、リハビリテーションマネジメント加算として、1日につき20単位を所定単位数に加算する。

イ 医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同して、利用者ごとのリハビリテーション実施計画を作成していること。

ロ 利用者ごとのリハビリテーション実施計画に従い医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が通所リハビリテーションを行っているとともに、利用者の状態を定期的に記録していること。

ハ 利用者ごとのリハビリテーション実施計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。

ニ 指定通所リハビリテーション事業所の従業者が、指定居宅介護支援事業者を通じて、指定訪問介護事業所その他の指定居宅サービス事業所の従業者に対し、リハビリテーションの観点から、日常生活上の留意点、介護の工夫等の情報を伝達していること。

8 利用者に対して、集中的に指定通所リハビリテーションを行った場合は、短期集中リハビリテーション実施加算として、次に掲げる区分に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、この場合において、リハビリテーションマネジメント加算を算定していない場合は、算定しない。

イ 退院(所)日又は認定日から起算して1月以内の期間に行われた場合 180 単位